

タイトル

14-2 指針導入で支給停止せず(障害年金の地域格差)16.02.04

2016年02月04日

指針導入で支給停止せず
障害年金の地域差問題

国の障害年金の支給・不支給判定に大きな地域差がある問題で、厚生労働省は4日の専門家検討会で、是正のためのガイドライン（指針）導入後も、既に受け取っている人への支給は、更新時に状態が変わっていなければ、当面停止しない方針を明らかにした。

指針の導入により地域差が改善されたかを検証し、必要に応じ3年後に見直す考えも示した。

指針は今夏から実施予定。障害者の生活能力を数値化し、その数値と年金の等級の対応表を判定の目安とする。医師団体が「適用で約7万9千人が停止や減額になる」との推計をまとめ、障害者から不安の声が出ていた。

指針は精神・知的・発達障害が対象。障害年金は身体障害などで状態が変動しない場合を除き、1～5年ごとに更新手続きが必要となる。指針は新規の申請や、更新に伴う減額・増額には適用される。

障害年金では、日本年金機構の判定にばらつきがあり、不支給とされる人の割合に都道府県間で最大約6倍の差がある。この日の検討会では、判定の目安となる対応表は原案のままとし、総合的に考慮する項目を微修正するにとどめた。（共同通信社発）